



### 介護職員の処遇改善は 介護報酬単価加算で継続へ ～社保審 2012年度改定の審議報告～

◆厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長＝大森彌・東大名誉教授）は5日、第87回会議において平成24年度の介護報酬改定に関する審議報告を行いました。既報の通り、介護職員の処遇改善を交付金で担保するか、それとも介護報酬のプラス改定で担保するのか、について検討されていましたが、基本給等による確実な改善を将来にわたって担保していくため、処遇改善交付金ではなく介護報酬単価の加算で対応する方針が示されました。報酬の改定率は年内に決まり、サービスごとの報酬単価は2012年1月に明らかになる予定です。

（参考：厚労省HP／福祉新聞）

#### ★介護職員の処遇改善に関する見直し(分科会資料から)

平成21年度補正予算において、介護職員の給料を月額平均1.5万円引き上げる、介護職員処遇改善交付金が政策措置として創設されたが、平成23年度までの時限措置であり、基本給の引き上げではなく、一時金や諸手当等により対応している事業者が多いという現状である。

介護職員の根本的な処遇改善を実現するためには、補正予算のような一時的な財政措置によるのではなく、事業者の自主的な努力を前提とした上で、事業者にとって安定的・継続的な事業収入が見込まれる、介護報酬において対応することが望ましい。（中略）

これは、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱いとして設けるものである。

### 子ども・子育て新システム検討会議 中間とりまとめを踏まえて第17回会合

◆去る12月6日、内閣府「子ども・子育て新システム検討会議」の基本制度ワーキングチーム(以下「WT」)は、第17回会合を開催しました。ここでは、本年7月27日の基本制度WT中間とりまとめをもとに、その後開催された10月18日及び11月24日の同WTにおける提出資料等を加えて検討事項を整理したものが公表されています。

会計処理等に係る内容としては、次のような項目があります。

#### ①減価償却費の運営費への上乗せ

保育所等の施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費の全国的な状況を踏まえ、その一定割合に相当する額を給付に組み込むことにより、施設整備を支援。過去に補助金を受けて整備した施設は、整備からの経過年数等に応じて調整し、施設整備補助は廃止。

#### ②法人種別に応じた会計基準の適用

こども園給付(仮称)や総合施設(仮称)における資金使途制限の検討に応じ、会計処理上必要な情報量、書類等に幅があり得ることにも留意し、介護保険制度、障害者自立支援制度を参考にしつつ、更に検討。幼稚園としてこども園(仮称)の指定を受ける施設の場合は、学校法人会計による現在の取扱いを踏襲する。

今後、多様な経営主体の参入による株主配当制限の解除等の大きな方向転換が予想され、今後の議論の行方が注目されます。

（参考：子ども・子育て新システム検討会議HP）

### 認定社会福祉士制度発足へ

◆社会福祉士に対する新しい資格として注目される「認定社会福祉士」の認定機関、認定社会福祉士認証・認定機構（事務局は(社)日本社会福祉士会）の設立総会が去る10月30日、都内で開催されました。この制度は社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参議院及び衆議院の附帯決議（2007年4月26日・11月2日）でその創設が指摘された事項で、全国に約14万人いる社会福祉士に対して、その実践力を担保することを目的とした民間認定資格です。社会福祉士がその能力を活かしてキャリアアップしていくための仕組みとされ、「認定社会福祉士」と「認定上級社会福祉士」の2段階の資格認定が行われます。

認定上級社会福祉士は認定社会福祉士であることが条件とされるほか、実務経験年数や定められた研修の受講、や試験などの要件が設定されており、5年間の登録更新制とされています。ただしこの制度はあくまでも福祉サービス現場における「高い実践力の担保」をキーワードとしているもので、社会福祉事業についての会計知識や経営判断などの分野は含まれていないようです。

（参考：認定社会福祉士認証・認定機構HP）

#### ＜社会福祉士の2段階認定＞

（同機構プレスリリース資料より）

##### ★認定社会福祉士

高齢分野や障害分野などの分野ごとの専門性を担保する。認定された分野において専門的な支援方法や制度に精通し他職種とも連携して相談に応じる。

##### ★認定上級社会福祉士

自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たす。

#### 本年も大変お世話になりました！

今年は東日本大震災という、全国民にとって忘れることのできない年になりました。また同時に当会にとりましても、新しい社会福祉法人会計基準の制定という重要な年でもありました。

これからも当会では、職業会計人の持つ専門性を活かし、また日本国民の一人としての責務を忘れることなく、健全な社会福祉事業の経営のために微力ながら邁進してまいります。どうぞ会員の皆様方のご協力を賜りますよう、引き続きよろしくご協力をお願いします。皆さま、良い年を追お迎えてください。